

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）から請求があった休業期間は、休業補償給付の支給要件を総合的に満たすとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は38年間、有限会社〇工業に勤務しており、石綿帯や石綿紐のサンダー研磨作業及び石綿養生シートに囲まれての溶接作業等に従事したために「左肺腺がん」を発症したとして、業務上疾病の認定を受けていた。

認定後、被災者は〇病院、△病院で加療していたが、平成〇年1月以降は△病院で受診することとなっていた。ところが、前年12月25日に腹部の異常を訴えて〇医院に受診し「脾腫」と診断され、平成〇年1月9日に△病院に受診し「急性リンパ性白血病」と診断され、入院加療したが、同年1月17日に「肺炎」で死亡した。

請求人は平成〇年1月1日から同月17日までの期間について、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年1月10日から同月17日までの休業補償給付については支給要件を満たさないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は亡くなるまで「肺腺がん」を患っていたことに間違いはないのだから、平成〇年1月9日に「急性リンパ性白血病」と診断され、それ以降の給付を支払わないとする監督署長の決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

主治医の意見により、平成〇年1月9日の「急性リンパ性白血病」の診断後は、業務上疾病である「原発性肺がん」の治療は行われていないと判断されることから、同年1月10日から同月17日までの期間は、業務上疾病にかかる療養のための休業とは認められず不支給としたものである。

4 審査官の判断

- (1) 「原発性肺がん」が業務上の疾病と認定されてから、平成〇年1月9日までの全期間について、療養・休業の必要性が認められている。
- (2) 〇病院医師の意見により、「平成〇年1月以降も療養が必要であった、まして働くことができる状態ではなかった」としており、療養及び休業が必要であったことに疑いはない。
- (3) 平成〇年1月9日以降は、「原発性肺がん」の治療よりも、生死にかかわる「急性リンパ性白血病」の治療を優先せざるを得ない状況であった。
- (4) したがって、監督署長が請求人に対して行った平成〇年1月10日から同月17日までの休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。